## 宅地建物取引士 登録~宅地建物取引士証交付申請手続(フローチャート)

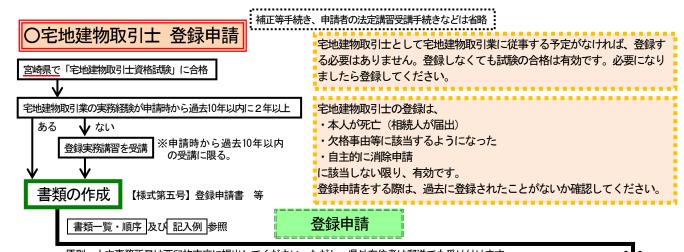
申請者

〇郵送先 (各申請共通)

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2-10-1 宮崎県建築住宅課宅地審査担当

宮崎県

各手続きに必要な手数料は、宮崎県収入証紙を購入の上用紙に貼付いただく必要がありますが、宮崎県外で宮崎県収入証紙を販売している場 所はありません。県外在住で宮崎県収入証紙の購入が難しい方は、(一社)宮崎県職員互助会(0985-26-7264)にお問い合わせください。



原則、土木事務所又は西臼杵支庁に提出してください。ただし、県外在住者は郵送でも受け付けます。

審査 登録

## 登録通知

普通郵便はがきで、登録された住所宛てに通知します(電話連絡はしておりません)。

※登録されたことをもって「宅地建物取引士」とはなりません。宅地建物取引士とは「宅地建物取引士証の交付を受けた者」をいいます。

## 補正等手続きは省略 〇宅地建物取引士証 交付申請 登録のみ行い宅地建物取引士証の交付を受けていなかった場合又は宅地建物取引士証の 更新を行わずに有効期限が切れた場合も、登録は引き続き有効です。宅地建物取引士証 宮崎県で宅地建物取引士の登録 が必要になったときに、改めて法定講習を受講\*し、新たな宅地建物取引士証の交付を受し ※試験合格後1年以内の場合は受講不要 けてください。 ※宅地建物取引士証の交付を受けていない方は宅地建物取引士で 書類の作成 【様式第七号の二の二】宅地建物取引士証交付申請書等 はないので、宅地建物取引士としてすべき事務を行えません。 (かつて宅地建物取引士証の交付を受けていたが、更新せずに

有効期間を超えている方も同様) 更新 宅地建物取引士証(主任者証)期限切れ 新規。「宅地建物取引士資格試験」合格後1年を経過 していない **业**している 法定講習を受講 書類一覧・順序 及び 交付申請 (法定講習受講の場合は、受講後6月以内)

記入例参照

※失効した宅地建物取引士証は、速やかに返納す ることが義務づけられています。

審查•作成

※交付の申請前6月以内に行われるもの

①県内・県外在住で宮崎県で実施する法定講習を受講する方は、法定講習実施団体 ((一社)宮崎県宅地建物取引業協会(0985-26-4522)又 は(公社)全日本不動産協会宮崎県本部(0985-24-2527)) に申込と併せて提出してください。

- ②県内在住で「宅地建物取引士資格試験」合格後1年を経過していない方は、原則として土木事務所又は西臼杵支庁に提出してください。
- ③県内在住で他都道府県で実施する法定講習を受講する方<sup>※</sup>は、受講の可否を法定講習実施団体にお尋ねください。法定講習受講後は、交 付申請書に受講した旨の証明を受け、又は受講した旨の証明書を受領し、原則として土木事務所又は西臼杵支庁に提出してください。
- ④県外在住で「宅地建物取引士資格試験」合格後1年を経過していない方は、郵送でも受け付けます。その場合、宅地建物取引士証は簡易 書留で送付します。定型サイズの返信用封筒(簡易書留分の切手貼付(※ 金額は最新の情報を要確認)) または赤色のレタ・ パックプラスを同封してください。

⑤県外在住で他都道府県で実施する法定講習を受講する方\*は、受講の可否を法定講習実施団体にお尋ねください。 法定講習受講後は、交付申請書に受講した旨の証明を受け、又は受講した旨の証明書を受領し、提出してください。 (郵送でも受け付けます。その場合の対応は④と同様)。

※「他県受講許可願」の提出が必要。

## 宅地建物取引士証交付

宅地建物取引士として従事

- 原則として、法定講習受講後、即日交付されます。 1
- ②③ 電話連絡がありますので、提出した土木事務所又は西臼杵支庁で受け取ってください。
- ④⑤ 返信用封筒記載の住所に送付します。

宅地建物取引士証の有効期限がきれた場合、その者は宅地建物取引士ではなくなります。そのため、その者が業者の専任の宅地建物取引士であった場合に は、業者は変更届出を提出する必要があり、法第31条の3第1項の規定(従事者数に対する専任の宅地建物取引士の数の割合が5分の1以上とならなけれ ばならない)に抵触するに至ったときは、2週間以内に適合させるため必要な措置を執らなければならないので御注意ください。